

6月1日～7日は

「水道週間」

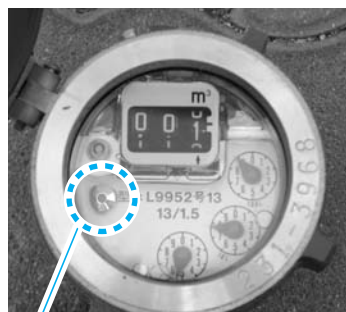
平成16年度 スローガン

「安心の笑顔ひろがる水道水」

日本の水道は普及率96%を超え、私たちの生活や事業活動に欠くことのできない基盤施設となっています。土岐市でも、平成14年度末から、市内全域で水道の利用が可能となりました。

私たちの毎日の暮らしでは、水を使わない日はありません。飲み水はもちろんのこと、炊事・洗濯・掃除・トイレなどにもたくさんの水を使います。また、学校や職場でも使います。

6月1日～7日は水道週間です。これから夏を迎え、ますます水の使用量が増えるこの時期に、水の大切さを再認識しませんか。



パイロットマーク

水道管も古くなると、管の接続部分などで漏水が発生します。
敷地内に埋めてある水道管や、宅内の管で漏水があつては大変です。一度漏水点検をしてみませんか。
点検方法は簡単です。水道の蛇口などをすべて止めて、水道メーター器をのぞいてください。その際、メーター器の中のパイロットマーク（銀色のコマ・写真参照）が回っていたら漏水です。

漏水点検を
しましょう

このようなときは、至急、市水道工事指定店に調査・修理を依頼してください。（※調査・修理の費用は、個人負担となります。）

市役所を語る 悪徳業者にご注意を!!

最近、電話や戸別訪問で、水道の宅内配管の点検や清掃、水質の検査を市の水道課のような口調で勧める業者があり、水道課に問い合わせが多くあります。

水道課では、このような業務を業者に委託・促進することとはしていませんので、電話や訪問などがあつた場合はご注意ください。

また、検針の際にお届けする「使用水量と料金のお知らせ」を持って、水道料金の集金に伺うこともありません。

委託集金人がお宅に伺う際には「身分証明書」を携帯し



ておりますので、必ず身分確認をお願いします。

水道量水器の 取り替え工事にご協力を

水道課では、毎年検定期限が満了する量水器の取り替え工事を実施しており、本年度も次の日程で一回目の取り替えを実施します。

工事は市指定店が施工しますが、皆さんの敷地内での施工となりますので、ご協力をお願いします。

なお、量水器取り替え月に限り、取り替え業者が検針し、

「お知らせ票」をお届けしますので、検針員による検針はありません。

実施日程

六月一日(火)～十五日(火)

対象地区

泉・駄知・鶴里・曾木町

施工業者

● 駄知・泉町地内

▼ 猪野設備 (☎54) 3835

▼ 徳田鉄工 (☎57) 8911

● 泉町地内

▼ 大野水道 (☎54) 1846

▼ 土屋鉄工 (☎57) 6540

● 鶴里・曾木・泉町地内

▼ 管工事組合 (☎55) 5327



水道事業に関するお問い合わせは、水道課(内線122・123)へどうぞ。



市道・泉北部線が開通

土岐美濃焼卸商業団地と県道土岐可児線を結ぶ市道・泉北部線が、3月30日(火)に開通しました。

この道路は、美濃焼卸商業団地を起点に泉北団地の北側を通り、泉町久尻北山地内の県道土岐可児線に至る総延長3,540m、幅員12m(車道6m・両歩道5m)の市道で、これにより、泉町五斗蒔地区などから美濃焼卸商業団地や国道21号、道の駅「志野・織部」へのアクセスが便利になりました。

市民税の均等割額などが変わります

地方税法の改正に伴って市税条例が改正され、平成16年度以降の課税分から市民税の均等割額などが変わります。主な変更点は次の通りです。

■ 均等割関係

◎ 均等割額を2,500円から3,000円に変更

※平成16年度課税分から実施(県民税分は1,000円のまま)

◎ 生計同一配偶者の非課税措置を廃止

※平成17年度課税分から実施。ただし、平成17年度課税分については2分の1の額で課税(市民税：1,500円、県民税：500円)

■ 所得控除関係

◎ 老年者控除(48万円)を廃止

※平成18年度課税分から実施(公的年金等に係る控除については、所得税法および租税特別措置法の改正で、平成18年度課税分から65歳以上の最低控除額を140万円から120万円に変更)

詳しくは、税務課市民税係(内線171・172)へどうぞ。

